

No. 1811
2018・12・24
毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/miyosiminsyo/>
メール
miyosiminsyo@www41.tiki.ne.jp

消費税増税反対の運動が必要と感じた！

広島県婦協 一泊学習会に三次から4名参加



特に消費税については「8%と10%との区

別がよくわからない」「どう記帳したらいいのか?」
としたり、誰もが思う疑問が出され、しっかり学習し、増税反対に対する取り組み(署名など)をしていくことを認識していました。

組織の基礎となる『規約』『婦人部活動』を学習して改めて劣悪に置かれている業者婦人の実態を認識し、運動を強める意識確認をしました。

十日市支部の谷光さんが全体の司会を担当し、スムーズに学習会を進行。
今回の学習会は、婦人部の結束を強め、運動をより前進させていくことができるよう、運動の先頭に立つ役員・幹部を養成しようという開催されました。



別がよくわからない」「どう記帳したらいいのか?」
としたり、誰もが思う疑問が出され、しっかり学習し、増税反対に対する取り組み(署名など)をしていくことを認識していました。



三次支部
12月1日 11人参加
まごころ亭



三次民商各地で忘年会が行われています。
三和支部
11月25日 16人参加
広島北ホテル

北から南から
2018



(青年部員
桂藤剛)

楽しいひとときとなりました。

青年部
12月12日に、「月影」にて民商青年部の忘年会が行われ、1名が参加しました。
美味しい料理をいただきながら、今後の青年部活動や役員の仕事話し合いました。今年の締めくくりとして、わきあいあいと楽しいひとときとなりました。



八次支部南島敷班
12月12日 5名参加 さざん亭

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

三次市交渉



1月16日 (水) 午後6時30分～ 三次市役所

6時20分までに市役所玄関へ集合

民商・今商連、今後の日程

★年末年始の事務所休業

12月29日(土)～

1月6日(日)

※本号が12月24日と31日付けの合併号となり、年内最終号となります。新年号は12月27日から順次降ろします。当季の方は忘れなく

★年末調整点検会

1月8日(火)

1月16日(水)

午後2時～5時半

三次民商事務所

1月10日(毎月納付)、1月20日(半年納付)が遅れると、延滞税が発生しますのでご注意ください。

★常任理事会

1月9日(水)

午後7時～

三次民商事務所

★広商連・新春のつどい

1月14日(月)

午前12時～

広島ロードビル3F

★なんでも相談会ピラ配り

1月12日(土)

午後1時から

三次民商事務所集合

— 会員の皆さんへ —

★会費の納入を、年内(12月28日)までお願いいたします。

★相談の場合は必ず電話で予約を取ってきてください。(留守の場合があります)

★2019年の支部会や班会の日程は、『支部だより』に明示しますので必ず確認してください。

★商工手帳を販売中です。
1冊 700円

共済会主催 『大腸がん健診』のおしらせ

1月10日～2月10日

共済加入者 200円

共済未加入者 1,400円

大腸がんは年々患者が増えている癌です。ですが早期発見しやすい癌でもあります。

簡単な健診で安心ゲット!

青年部財政活動

北海道産

男爵芋 販売中

1.5kg 500円

とっても
おいしいよ



広島県の最低賃金

広島県最低賃金

時間額 **844円**

(平成30年10月1日有効)

広島県最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用されます。年齢・性別・雇用形態(臨時・パート・アルバイト等)を問いません。なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者にはそれぞれの「広島県特定(産業別)最低賃金」が適用されます。ただし、
① 年齢18歳未満又は90歳以上の者
② 雇入れ後5月未満の者であって、技能習得中のもの
③ 海務又は片付けの業務に主として従事する者
④ 下記の産業において、特定の経路業務に主として従事する者には、「広島県最低賃金」が適用されます。
○ 出入国管理及び移民認定法に基づく「技能実習生」は、当該業務に一定の経験を有しているものであるため、④の「技能習得中のもの」に該当しません。
○ 派遣契約中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

広島県特定(産業別)最低賃金 (職種名は「日本標準産業分類」による)	時間額	有効年月日	上記④の特定の経路業務
広島県製菓業、製材、製菓師、可搬物製造業、その他の製菓業最低賃金 ※高砂市に於ける製菓業を除く	946円	平成30.12.31	
広島県建設用・造用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金 ※高砂市に於ける製菓業を除く	902円	平成30.12.31	車において手工具又は小型電動工具を用いて行う業務、はんだ付け、かみ取り、ばり取り又ははしめ
広島県はん形製菓業、造用機械器具、造用機械器具製造業最低賃金 ※高砂市に於ける製菓業を除く	912円	平成30.12.31	車において手工具又は小型電動工具を用いて行う業務、はんだ付け、かみ取り、ばり取り又ははしめ
広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 ※北土佐市等製造業を除く	873円	平成30.12.31	車の上において手工具又は小型電動工具を用いて行う業務、はんだ付け、かみ取り、ばり取り又ははしめ
広島県自動車・同類製品製造業最低賃金	892円	平成30.12.31	車の上において手工具又は小型電動工具を用いて行う業務、はんだ付け、かみ取り、ばり取り又ははしめ
広島県船舶修繕・修繕業、船舶修繕製造業最低賃金	934円	平成30.12.31	車の上において手工具又は小型電動工具を用いて行う業務、はんだ付け、かみ取り、ばり取り又ははしめ
広島県自動車小売業最低賃金 ※二輪自動車小売業(原付バイク等)を除く	890円	平成30.12.31	

現在の広島県各種商品小売業最低賃金は時間額 838円ですが、広島県最低賃金を下回っているため、平成30年10月1日から広島県最低賃金(時間額 844円)が適用されています。なお、平成21年11月中に改定後の特定最低賃金が有効する予定です。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654